

妊婦歯科健診のお知らせ

母子健康手帳の交付を受けた人は、妊婦歯科健診を受けられます。妊娠中はむし歯や歯周病になりやすいと言われていています。妊婦歯科健診は、歯周病が原因と言われている早産や低出生体重児出産のリスクを避け、「健康的」で「安全・安心」な出産をサポートします。

- 対象者** 受診日時点で村内に住所のある妊娠中の人
受診回数 妊娠期間中に1回 ※やむを得ず妊娠期間中に利用できなかった場合は、出産後1年間は受診が可能です。
健診費用 無料
受診場所 村内の歯科医院 ※村ホームページに実施医療機関一覧を掲載しています。
受診方法 受診を希望する村内の歯科医院へ予約の電話をします。その際「長生村妊婦歯科健診希望」とお伝えください。
持ち物 ●母子健康手帳
●本人確認ができる運転免許証やマイナンバーカードなど
健診内容 歯科医師が視診により虫歯・歯肉の炎症・歯石の有無を診査し、健診結果に基づく歯科保健指導を行います。レントゲンによる検査は実施しません。
その他 健診の結果、治療が必要な場合は医療保険診療となり、治療費は自己負担となります。治療は、健診医療機関と異なる医療機関(かかりつけ医)で実施することも可能です。



[村ホームページ]

問 健康推進課(保健センター) ☎0475(32)6800

歯周病検診のお知らせ

村では、歯周病検診を村内の歯科医院で実施します。

- 対象者** 4月1日時点で次の年齢に該当する人で、受診日時点で村内に住所のある人。
20歳・25歳・30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳
※対象者には、村から通知を送付します。
※治療中の人、総入れ歯の人は対象外です。
実施期間 令和9年3月31日(水)まで ※休診日を除く
検診費用 500円
受診場所 村内の歯科医院 ※事前に予約が必要です。
持ち物 ●本人確認ができる運転免許証やマイナンバーカードなど
●検診費用500円
●村から送付された通知
※詳しくは、村からの通知をご覧ください。



問 健康推進課(保健センター) ☎0475(32)6800

大腸がん検診を実施します

- 対象者** 40歳以上の人で、大腸の病気を治療中、経過観察中でない人
と き (受付時間) [容器配付] 5月22日(金)・25日(月) 午前9時～午前11時 午後1時～午後3時
5月23日(土) 午前9時～午前10時
[容器提出] 6月3日(水)・4日(木)・5日(金)・8日(月)・9日(火)10日(水)
午前9時～午前11時 午後1時～午後3時
6月6日(土) 午前9時～午前11時
料 金 500円(容器提出時)
持 ち 物 容器配付時 送付された通知
容器提出時 問診票・検査容器・健康手帳

※対象者には4月下旬に通知を送付しています。
通知の届かない人で検診を希望する人は、健康推進課までご連絡ください。
※胸部検診に合わせて容器提出日を設定しています。胸部検診と一緒に積極的な受診をご検討ください。

問 健康推進課(保健センター) ☎0475(32)6800



がん患者アピランスケア支援事業

がん患者の心理的負担及び経済的負担の軽減を図り、社会参加の継続を支援するため、がんの治療に伴うアピランス(外見)の変化に対処するために購入またはレンタルしたウィッグ、胸部補整具、エピテーゼ(補整用人工物)(以下「補整具等」という。)の購入などに要した費用の一部を助成します。

●助成の対象となる人

次の①～⑤すべてに該当する人

- ①申請日時点で村内に住所のある人
- ②がんと診断され現在治療中または過去に治療を受けたことがある人で補整具等を令和8年4月1日以降に購入した人
- ③過去に他の自治体を実施している同様の助成を受けていない人
- ④本人、家族が村税を滞納していない人
- ⑤長生村暴力団排除条例に該当しない人

●助成対象となる補整具等

区分	助成対象	助成対象外
ウィッグ	全頭用ウィッグ・部分用ウィッグ 毛付き帽子	ウィッグスタンド 手入れブラシ シャンプー・リンスなど
胸部補整具	補整下着・乳房補整パッド ノンワイヤーソフトブラ・ プレストバンド	洗剤・洗濯用ネット・術後ブラ サージカルケアブラ(胸帯)
エピテーゼ	補整用人工物 (人工の乳房・乳頭・鼻・耳・指等 体表に取り付けるもの)	再建術等により体内に 埋め込んだものは対象外 保湿剤・接着剤

●申請に必要な書類

・交付申請書

(保健センター窓口にあります。村ホームページからもダウンロードできます。)

・医療機関の発行するがんの治療を受けたことまたは現在受けていることが確認できる書類

(村ホームページ)

(治療に関する説明書・治療方針計画書など)の写し

・補整具等の購入の場合は領収書の原本。レンタルの場合は契約書の写しと費用を支払ったことが分かるもの

・振込先金融機関の口座番号などの分かるものの写し



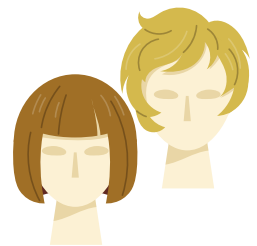
●注意事項

※令和8年4月1日以後に購入またはレンタルしたものに限りです

※助成上限額は、補整具等の種類を問わず、1人あたり5万円です。(1,000円未満切り捨て)

※助成回数は、助成上限額の5万円に達するまで可能です。

※領収書の発行日の翌日から起算して1年以内に申請してください。



問 健康推進課(保健センター) ☎0475(32)6800

広告枠

家を塗る職人

まずは
お見積もりを
ご依頼下さい




外壁塗装 屋根塗装

私たちの社名である
「fine」に込められた
fine
“優れた”技術で、お客様の“満足のいく”仕上がりをお約束します。

fine ☎0475-47-4755

株式会社ファイン
https://www.fine-paint.work

〒299-4301 千葉県長生郡一宮町一宮2995-2 1F (一宮商工会館となり)



おしらせ

創業資金利子補給制度の創設について

村では令和8年度から、創業の促進により地域産業の活性化及び雇用の促進を図るために、対象となる創業資金融資を受けた人に対し、利子補給金を交付します。

対象者

次の要件を全て満たしている人

- ①村税を完納していること
- ②当該創業資金の融資を活用して引き続き村内で事業を営むことが確実と認められる人
- ③創業から1年以内の人で、対象事業について初めて受けた融資であること

対象資金

千葉県及び株式会社日本政策金融公庫の創業資金により融資を受けた資金で2,000万円限度

利子補給金額

貸付利率の1/2以内で年2%を限度とし、利子補給金額は、毎年1月1日から12月31日までの期間(ただし、融資を受けた初年度は、当該融資日から12月31日までの期間)について計算した額

利子補給期間

融資を受けた日から5年以内

申請及び融資等相談窓口

長生村商工会 ☎0475(32)0152

問 産業課 ☎0475(32)2114

住宅リフォーム工事費を補助

村では、住宅のリフォーム工事費用の一部を補助しています。

補助対象者(概要)

次の要件を全て満たしていること

- ①リフォーム工事を実施する村内の住宅に居住し、住民登録されていること
- ②世帯全員に村税の滞納がないこと
- ③令和9年2月末までに工事が完了すること
- ④この補助事業の他に重複して村からの補助金などを受けていないこと
- ⑤交付確定の日から10年以上引き続き居住すること

補助対象工事

村内の業者による住宅への20万円以上(税抜)の工事

補助金額

工事費の10%で20万円を上限とします。(千円未満切捨て)

事前受付期間

5月11日(月)～6月5日(金)

申込方法

次の書類を揃えて産業課へお申し込みください。

- ①事前申込書
 - ②見積書など(工事内容及び予定額が分かるもの)
- ※代理申込みの場合は委任状が必要です。

注意事項

- ・一住宅につき1回限り。すでに着手している工事は対象外です。
 - ・申込み状況により抽選となる場合があります。
- ※詳細や申込書などは、村ホームページに掲載していますのでご確認ください

問 産業課 ☎0475(32)2114



〔村ホームページ〕

オオキンケイギクの駆除にご協力ください

オオキンケイギクは5月から7月頃にかけて、直径5～7cmの黄色い花をつける植物です。繁殖力が非常に強く、周囲の生態系に重大な影響を与えるため、特定外来生物に指定されています。オオキンケイギクを見かけた場合は、根元から抜き取ってビニール袋に入れ、枯れるまで数日乾燥させた後、可燃ごみとして処分してください。

問 下水環境課 ☎0475(32)2494



おしらせ

長生村介護人材確保対策事業の助成について

「介護職員初任者研修」「介護福祉士実務研修」を修了し、村内の介護事業所に6ヵ月以上継続して就業している人を対象に受講料の一部を助成します。

助成額 ・介護職員初任者研修 50,000円
・介護福祉士実務者研修 100,000円

申込期限 令和9年1月15日(金)
詳しくは村ホームページをご覧ください。

問 福祉課(福祉センター) ☎0475(32)6809



[村ホームページ]

高齢者・障がいのある人についての悩みや不安 抱え込まずに相談してみませんか

高齢者や障がいのある人の介護について悩んでいませんか。

介護は長期にわたることが多く、介護をする人が「自分(たち)だけでやらなければ」と家族だけですべてを抱え込もうとする場合が少なくありません。負担が限界に達したとき心身ともに疲れてしまい、虐待の原因となってしまうことがあります。

悩みや心配事を一人で抱え込まず、専門機関や相談窓口を上手に活用しましょう。

※相談を希望する人は、事前にご予約ください。

○障がいのある人に関する相談窓口

障がい者基幹相談支援センター
福祉課障がい者支援係(福祉センター) ☎0475(32)6810

○高齢者に関する相談窓口

地域包括支援センター(福祉センター) ☎0475(32)6865



こころの悩みを相談してみませんか

#いのちSOS

■NPO法人 自殺対策支援センター ライフリンク

専門の相談員が、必要な支援策などについて一緒に考えます。

☎0120-061-338 おもい ささえる

<https://www.lifelink.or.jp/inochisos/>



よりそいホットライン

■(一社)社会的包摂サポートセンター

どんなひとの、どんな悩みにもよりそって、一緒に解決できる方法をさがします。

- ・暮らしの悩みごと
- ・悩みを聞いて欲しい方
- ・DV、性暴力などの相談をしたい方
- ・外国語による相談をしたい方 など

☎0120-279-338 つなぐ ささえる

<https://www.since2011.net/yorisoi/>



24時間対応

NPO法人 自殺対策支援センター ライフリンク

生きづらびっと

「生きづらびっと」では、SNS やチャットによる自殺防止相談を行い、必要に応じて電話や対面による支援や居場所活動などへのつながりも行います。

■LINE

@yorisoi-chat



■Webからの相談

<https://www.lsystem.org/web>



■チャット

<https://yorisoi-chat.jp/>



長生村公式 SNS 登録者募集中!

村政情報、イベント情報、災害時等の緊急情報などをお届けします



お知らせ

令和8年度軽自動車税の納税通知書発送

軽自動車税の納税通知書を発送します。

令和8年4月1日時点で軽自動車を所有する人に、納税通知書を5月1日(金)に発送します。納期限は6月1日(月)です。最寄りの金融機関やコンビニエンスストアなどで納期限内に納付してください。また、自動車の登録内容に変更がある場合は、早めの手続きをお願いします。

①ナンバープレートが袖ヶ浦の車両について

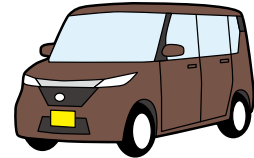
次の事務所へお問い合わせのうえ、手続きをしてください。

●白、緑のナンバー (2輪の軽・小型自動車など)
袖ヶ浦自動車検査登録事務所 ☎050(5540)2025

●黄色、黒のナンバー(3輪・4輪の軽自動車)
軽自動車検査協会 袖ヶ浦支所 ☎050(3816)3116

②ナンバープレートが長生村の車両について

役場税務課窓口で、名義変更または廃車の手続きをしてください。
ナンバー紛失の場合は、き損料として200円かかります。



問 税務課 ☎0475(32)2113

障がいのある人に対する軽自動車税の減免制度について

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちで一定の要件を満たす人(以下「障がいのある人」という。)が所有(運転)する原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)について、軽自動車税の減免を受けることができます。ただし、減免を受けることができる軽自動車等は、障がいのある人1人につき1台に限ります。すでに普通自動車の減免を受けている場合は、対象となりませんのでご注意ください。

減免制度、必要書類などの不明な点は税務課へお問い合わせください。

※事業用の軽自動車等は、減免の対象になりません。

申請期間 5月1日(金)～5月25日(月)

※期間内に申請されない場合は、減免の対象になりません。

申請・問 税務課 ☎0475(32)2113



就学援助のお知らせ

村では、経済的理由により小中学校で必要な諸経費にお困りの家庭へ、学用品などの就学上必要な経費の一部を援助しています。

対象者 ①及び②に該当する人

①長生村に住所を有している人

②生活保護に準ずる程度に生活が困窮している家庭で、就学援助要件に該当する人

※就学援助要件については、村ホームページに掲載しています。

※詳しくは、村ホームページをご覧ください。

問 子ども教育課 ☎0475(32)0111



(村ホームページ)

マイナンバーカードに関する手続きは予約制です



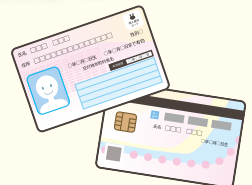
以下のマイナンバーカードに関する手続きは、待ち時間短縮のため予約制としています。

住民課 ☎0475(32)2115 にご連絡のうえ、日時を予約してください。

●マイナンバーカードの交付

●電子証明書の更新

※現在、大変混み合っていますので日程に余裕をもって手続きをお願いします。



都市計画の案の縦覧

広域都市計画マスタープラン(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)の都市計画変更・決定に関する案を縦覧します。

【案の縦覧】

縦覧期間 5月7日(木)～21日(木) ※土、日曜日を除く
午前9時～午後4時30分

縦覧場所 まちづくり課、千葉県都市計画課
種類 九十九里広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

【意見書の提出】

意見書を提出できる人 村内に住所がある人(法人含む)、利害関係がある人
意見書の提出方法 本都市計画案についてご意見のある人は、意見と住所、氏名などを記載した意見書を千葉県知事宛てで、まちづくり課(〒299-4394 長生村本郷1-77)へ郵送または持参してください。意見書様式は、まちづくり課窓口にあります。

意見書の提出期間 5月7日(木)～21日(木)【当日消印有効】
意見書の取扱い 提出されたご意見は、その要旨を都市計画審議会に提出し、審議の判断材料とします。

問 まちづくり課 ☎0475(32)2116
千葉県都市計画課 ☎043(223)3375



係名変更のお知らせ

4月から以下のとおり係名を変更しました。

※業務内容に変更はありません。

総務課 広報広聴係 → 総務課 秘書広報係

主な業務内容

・村長及び副村長の秘書業務に関すること ・広報紙、ホームページ、SNSに関すること ・自治会に関すること

問 総務課 ☎0475(32)2111

広報ちょうせい^{!!!}に
広告を掲載してみませんか?



地域を絞った
情報発信

地域での
知名度
向上

1冊1回
5,000円

申込み・問合せ

長生村役場総務課
☎0475(32)2111

詳しくはホームページをご覧ください

長生村 有料広告



長生村
オリジナル
消しゴム

全7種
+
シークレット



カプセルトイ
交流センターと役場で
販売中!



1回300円